

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

結城市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県結城市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。</p> <p>①住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。</p> <p>②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課している。</p> <p>③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定をしている。</p> <p>④居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼届出書の届出により、利用者との利用契約の事業所を管理している</p> <p>⑤被保険者証の再交付申請 介護保険負担割合証及び被保険者証の再交付申請により、諸要件を調査して再発行をしている。</p> <p>⑥高額介護(予防)サービス費の支給申請及び介護保険負担限度額認定申請に応じて諸要件を調査し、支給及び認定の決定を行っている。</p> <p>⑦居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(住宅改修前及び改修後)に応じて諸要件を調査し、支給及び認定の決定を行っている。</p> <p>⑧世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定している。また、給付された実績の管理をしている。</p> <p>⑨決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。</p> <p>⑩普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口、口座、コンビニ、スマホ)ができるように環境整備をしている。</p> <p>⑪納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。</p> <p>⑫未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納事務を行っている。</p>
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表100の項</p> <p>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の以下の項</p> <p>・情報照会 131、132</p> <p>・情報提供 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長

6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部 介護福祉課（茨城県結城市中央町二丁目3番地）0296-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 介護福祉課（茨城県結城市中央町二丁目3番地）0296-32-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月23日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月23日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	結城市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点変更
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 3. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点変更
令和7年3月14日	II しきい値判断項目 2. 対象人数	令和6年3月11日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点変更
令和7年3月14日	II しきい値判断項目 3. 取扱者数	令和6年3月11日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点変更
令和7年3月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56-2、57、58、61、62、69、77、80、83、87、90、93、94、95、108、110、117の項)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56-2、57、58、61、62、69、77、80、83、87、90、93、94、95、108、110、117の項)	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 2. 対象人数	令和7年3月7日時点	令和8年2月23日時点	事後	時点変更
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 3. 取扱者数	令和7年3月7日時点	令和8年2月23日時点	事後	時点変更
令和8年3月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 68項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表100の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	内容変更
令和8年3月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56-2、57、58、61、62、69、77、80、83、87、90、93、94、95、108、110、117の項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の以下の項 ・情報照会 131、132 ・情報提供 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161	事後	内容変更